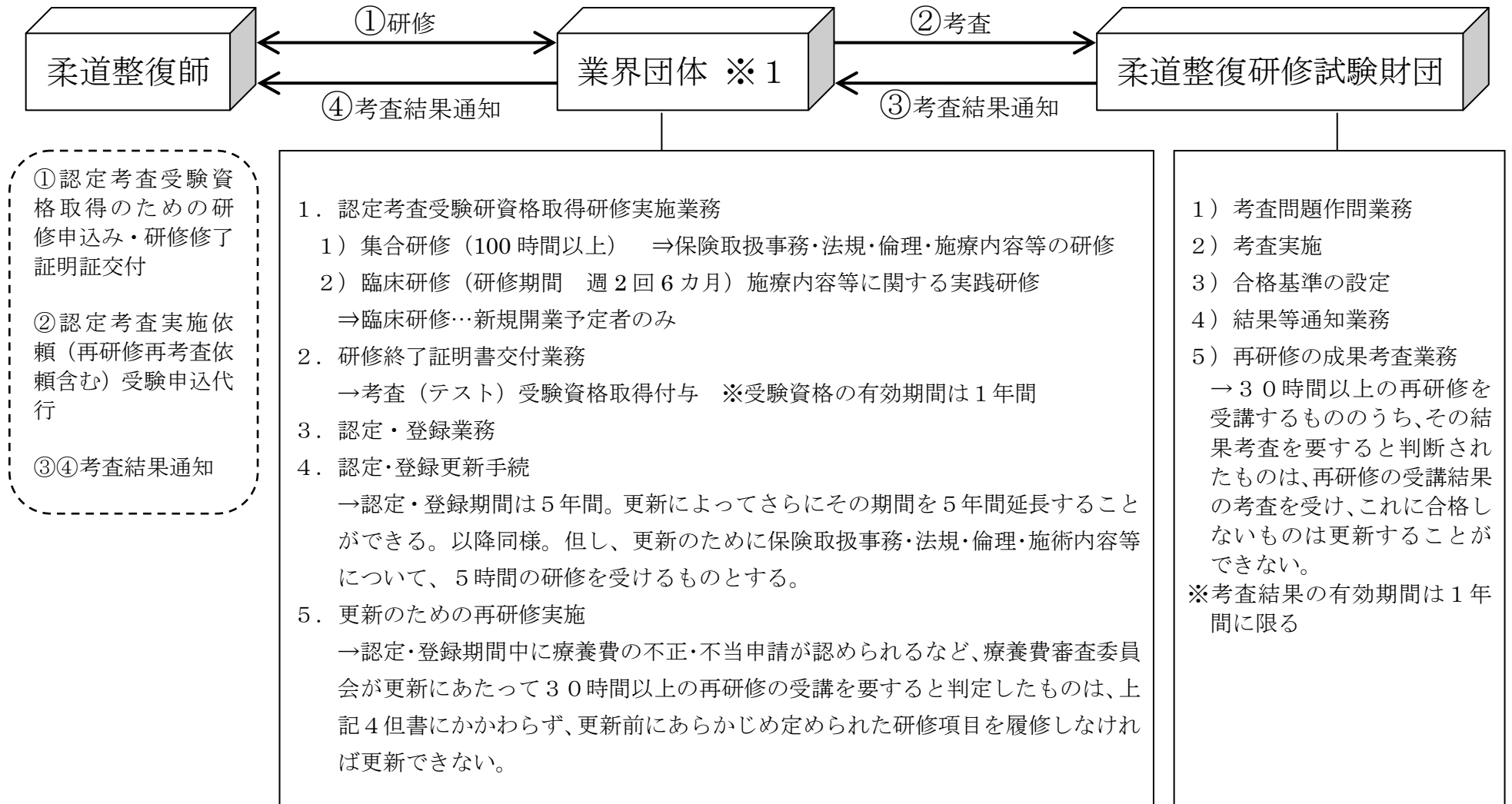


## ＜認定・登録柔道整復師制度 構想図＞



## <認定・登録柔道整復師制度 構想図についての補足説明>

※1 ここで言う業界団体とは、柔道整復師を構成員とする団体で、認定考査受験資格取得のための集合・臨床の各研修業務及び認定・登録業務並びに療養費審査ないし療養費支払業務（以下、一括して療養費受領受任業務という）のいずれも組織的に継続的に実施することの可能な組織を有する団体を指す。療養費受領受任業務を実施しようとする業界団体は、自己のホームページに次の事項を告知する。告知内容は以下のとおり。

### 1. 研修の実施計画

- 1) 認定考査受験を柔道整復研修試験財団に委託したこと
- 2) 認定考査受験資格取得のための研修内容（研修科目毎の研修内容を具体的に示した研修計画及び研修場所の教室の広さ・個数等）
- 3) 臨床研修のための研修場所の所在・名称・規模、研修場所毎に受入れる研修者の数、研修日と時間割、具体的な研修内容
- 4) 一年間に研修希望者を受け入れることのできる定数
- 5) 研修実施責任者の氏名・資格
- 6) 年間の研修実施に関する具体的な計画
- 7) 研修のために研修者が負担する費用

### 2. 療養費審査委員会及び支払機構運営委員会の構成と運営

- 1) 各委員会の構成メンバーの選出部門と氏名、責任者（委員長）氏名
- 2) 各委員会の年間活動計画
- 3) 各委員会の具体的な業務内容

### 3. 業界団体の組織・運営

- 1) 業界団体の所在・支部を有する団体は、その支部の名称と所在・その責任者氏名
- 2) 業界団体の設立年月日、役員名簿
- 3) 業界の組織図
- 4) 予算及び決算書
- 5) 事業計画書と事業報告書

※考査問題の作問は柔道整復研修試験財団が行う。出題範囲は業界団体が実施する集合研修及び臨床研修の履修事項を参考とする。

※集合研修の研修内容は、支払機構運営委員会が策定し、業界団体がこれを実施。実施場所及び受講方法は受講生の居住等の便宜を考慮して設定する。

※臨床研修施設は、開業 10 年以上の臨床経験者（整形外科勤務期間含む）かつ、施術所が研修生を受け入れることのできる物的スペースがあること。

その研修内容は、支払機構運営委員会及び療養費審査委員会と協議して業界団体が定め、これをホームページ等で公開する。

※業界団体は会員・非会員を問わず、認定考査受験資格研修の申込・その考査受験申込代行及び認定・登録を行う。なお、柔道整復師から各業務についての手数料を徴収することはできる。